

平成 23 年（日）第 21 号 玄海原子力発電所 2 号機、3 号機再稼働差止め処分
命令申立事件

債権者 味志陽子 外 89 名

債務者 九州電力株式会社

準備書面 6

平成 25 年 7 月 12 日

佐賀地方裁判所 民事部 御中

債務者訴訟代理人弁護士 堤 克彦



同 山内喜明



同 松崎隆吉



同 斎藤芳朗



同 永原豪



同 熊谷善昭



同 池田早織



1 債権者らからの質問に対する回答

債権者らから平成 25 年 6 月 7 日の審尋期日に口頭でなされた質問に対し、債務者は以下のとおり回答する。

記

- (1) 配管の定期検査においては、重要度に応じて検査を実施しているところ、平成 19 年にひび割れが発見された部分（以下、「本件 L 字部分」という）は、定期検査の対象ではない。
- (2) 平成 11 年に他社において閉塞分岐管のひび割れが報告された。これを受け、債務者は類似箇所の検査を行うこととし、本件 L 字部分についても超音波による検査を実施した。この検査の結果では、欠陥を示す兆候はなかった。
- (3) 平成 18 年 11 月から実施した第 20 回定期検査においては、改良された超音波検査機器を用いて検査を行った。この際に、念のため定期検査の対象ではない複数の配管についても超音波による検査を実施したところ、平成 19 年 1 月に本件 L 字部分にひび割れが発見されたものである【甲 28 の 1「玄海原子力発電所 2 号機第 20 回定期検査の状況について（余剰抽出配管のひび割れの原因と対策）」4 枚目】。

以上